

③ その他経済援助一覧 (平成28年度に奨学生の募集があったもの)

奨学金名 団体名等	対象	給付金額等	出願資格等	CNS 揭示	申請締切	備考
山口県奨学金返還補助制度	日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けている工学・医科学専攻の大学院生(修士課程)	日本学生支援機構第一種奨学金の返還額の全部または一部を補助	以下のすべてに該当する方 ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けている奨学生であること ②平成28年4月1日時点で、次に掲げるいずれかに該当する見込みである者 ア. 大学院の工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科(これらに相当する研究科を含む。)に在学する者のうち、大学院修士課程1年に在籍する者 イ. 大学の薬学部(に在籍する者のうち、薬学共用試験に合格した5年生 ③大学院修士課程修了又は大学卒業した日の属する年の翌年4月末日までに山口県内の製造業に就業することを希望する者であること	(一次) 2月下旬  (二次) 6月下旬	(一次) 3月下旬  (二次) 7月中旬	(個人応募) 【補助要件と金額】 大学院修了等の後、翌年の4月末日までに山口県内に本店又は支店(研究所等を含む)を有する製造業に就業した場合、毎年度、その前年度の山口県内の製造業での勤務実績に応じて奨学金の返還が補助される。
富山県奨学金返還助成制度	日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けている工学専攻の大学院(修士課程)の2年生	日本学生支援機構第一種奨学金の全額を助成	平成28年4月1日時点で、以下すべてに該当する方 ①日本学生支援機構の無利子(第一種)奨学金の奨学生 ②本学の医学工学総合教育部(医科学専攻及び看護学専攻を除く)の2年生 ③大学院修了後、富山県内に定住を希望していること	4月下旬  (募集延長) 8月上旬	5月下旬  (募集延長) 9月下旬	(個人応募) 【助成要件】 ①大学院等修了後、平成29年4月末日までに登録企業へ就業していること ②就業後、原則として富山県内に定住を希望していること
	日本学生支援機構第一種奨学金又は富山県奨学金の貸与を受けている平成30年3月卒業見込みの富山県外の理工系大学院生	理工系大学院(修士課程・2年分):約120~211万円	平成30年3月卒業見込みの富山県外の理工系大学院生(建築・デザイン含む)	平成29年1月上旬	平成29年2月下旬	(個人応募) 【助成方法】 ○登録企業に就業後、毎年度末に返還した奨学金の額に相当する額が、助成対象者本人に助成される。 ○登録企業に10年間就業した場合は、奨学金残額が日本学生支援機構等に一括して支払われる。
鹿児島県大学等奨学金返還支援制度	日本学生支援機構第一種奨学金又は公益財団法人鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている者若しくは貸与を受けていた者	在学中に日本学生支援機構等から借り受けた奨学金の全額 ※ただし、支援開始前に返還をした奨学金の額及び返還期限猶予をされた奨学金の額は、対象外。	次の①・②のいずれかに該当し、③~⑤までの全てに該当する者 ①鹿児島県内の高等学校等を卒業した者 ②鹿児島県外の高等学校等を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験合格者(県内に生活の本拠を有する者の子等で、県内の中学校を卒業した者に限る。) ③大学又は大学院に在学し、平成29年3月(平成30年3月※平成29年度中含む)に大学又は大学院を卒業(修了)予定の者 ④日本学生支援機構第一種奨学金又は鹿児島県育英財団大学等奨学金の貸与を受けている者又は受けていた者 ⑤大学又は大学院を卒業(修了)後、県内企業等に就業する意志があり、かつ、県内居住を希望する者 ※高等学校等とは、高等学校、専修学校(高等課程)、特別支援学校の高等部、高等専門学校をいう。	【平成29年3月卒業・修了予定者】 6月中旬  【平成29年3月卒業・修了予定者】 8月上旬	【平成29年3月卒業・修了予定者】 8月上旬  【平成29年3月卒業・修了予定者】 11月下旬	(個人応募) 【支援要件】 大学又は大学院を卒業(修了)後、6か月以内に、次の①・②の両方に該当し、その状況が継続している者 ①鹿児島県の発展に寄与する産業分野に就業すること(企業等に雇用される者は正規雇用であること。) ②鹿児島県内に居住すること。
福井県U・Iターン奨学金返還支援制度	日本学生支援機構奨学金の貸与を受けている福井県外の学部生・大学院生で、卒業(修了)年次に在籍している者	返還計画に基づく通常の奨学金返還額の5年分(上限20万円/年、100万円/人)	次の要件すべてを満たす者 ①福井県外の大学等(大学、大学院)の卒業年次に在籍し、当該年度末に卒業する見込みの者 ②日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けている者 ③福井県外の大学等を卒業後、正規雇用により県内事業所等(対象業種および職種に限る)に就業を希望する者(公務員として働く者を除く) ④大学等を卒業後、県内に定住する見込みの者	7月上旬	7月下旬	(個人応募) 【支援要件】 大学等を卒業(修了)後、福井県内に居住し、県内企業等に一定期間勤務して奨学金を返還した後、福井県から助成金が支払われる。
徳島県奨学金返還支援制度	日本学生支援機構奨学金等の貸与を受けている(もしくは受けていた)平成29年度に卒業予定の学部生・大学院生	《無利子奨学金の場合》 借受総額の1/2と奨学金返還残額(平成29年3月31日時点)のいずれか少ない方の額(上限100万円)  《有利子奨学金の場合》 借受総額の1/3と奨学金返還残額(平成29年3月31日時点)のいずれか少ない方の額(上限70万円)	以下すべてに該当する方が対象 ①日本学生支援機構奨学金等(徳島県が認めるもの)の貸与を「受けている方」又は「受けていた方で、返還残額がある方(滞納がある場合を除く)」 ②徳島県内の事業所に正規職員として就業を希望する方(公務員を除く) ③大学または大学院を平成29年度に卒業し、平成30年4月1日~平成30年9月30日の期間内に就業する予定の方 ④卒業後、徳島県内に定住することを希望する方	7月下旬	12月下旬	【支援要件】 卒業又は修了後、徳島県内の事業所で正規職員として一定期間以上就業した場合に、日本学生支援機構奨学金等の返還額の一部が助成(代理返還)される。



③ その他経済援助一覧 (平成28年度に奨学生の募集があったもの)

奨学金名 団体名等	対象	給付金額等	出 願 資 格 等	CNS 掲 示	申請締切	備考
美馬市奨学金返還支援制度	平成28年4月1日以降に奨学金の返還を開始した美馬市に住民票を有している者	申請日が属する年度内に返還すべき奨学金等の返還金額の3分の1が交付される ※ただし、10万円を上限とする	補助金の申請時に、次の全ての要件を満たしている者 ①美馬市に住民票を有していること ②高校・大学等に進学し、在学している期間に奨学金等の貸与を受けたこと ③平成28年4月1日以降に奨学金等の返還を開始したこと ④月賦、半年賦、年賦等により奨学金等の返還を行っていること ⑤市税を滞納していないこと ⑥美馬市暴力団排除条例(平成24年美馬市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと ⑦国及び地方公共団体に正規雇用されていないこと	9月上旬	平成29年3月下旬	(個人応募) 【補助金の交付期間】 5年 【対象となる奨学金等】 ①日本学生支援機構奨学金 ②社会福祉法人徳島県社会福祉協議会教育支援資金 ③その他市長が認める奨学金等(本人名義で借入れ、返還を行っている奨学金等を指します。)
和歌山県奨学金返還に係る助成制度	日本学生支援機構奨学金又はそれに準ずる奨学金として和歌山県知事が認めるものの貸与を受けている理工系、情報系、農学系の学部3年生若しくは大学院1年生	交付対象者が借り入れた奨学金返還額に相当する額(上限:100万円)	以下全てに該当する方 ①次のア又はイの奨学金を借り入れている者又は借り入れる予定の者 ア.日本学生支援機構奨学金 イ.アに準ずる奨学金として知事が認めるもの ②大学等の理工系、情報系、農学系及び薬学系の学部または研究科に在籍する者であって、申請年度の翌年度に卒業する見込みの者 ③対象企業が実施するインターンシップ又は企業説明会に参加することを予定している者 ④対象企業に大学等を卒業した翌年度から期限の定めのない雇用により継続して3年間以上勤務することを予定している者	9月上旬	10月下旬	(個人応募) 【助成要件】 卒業又は修了後に和歌山県の製造業又は情報通信業の企業のうち、この制度に参画する企業に研究開発職・技術職として就職し、3年間勤務した場合に奨学金返還金が助成(最大100万円)される。
福島県奨学金返還支援制度	日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金の貸与を受けていて、大学の3年(4年制の場合)又は5年(6年制の場合)に在籍する者若しくは、大学院修士課程・博士課程に在籍し、次年度に修了する者	奨学金の貸与額(卒業又は修了までの2年間に貸与を受けた無利子奨学金=24箇月分)に相当する額	次の各号の全てに該当する方 ①日本学生支援機構の第一種奨学金(以下「無利子奨学金」という。)の貸与を受けている者 ②応募時点で、次に挙げるいずれかに該当する者 ア.大学(4年制)の3年に在籍する者 イ.大学(6年制)の5年に在籍する者 ウ.大学院修士課程・博士課程に在籍し、次年度に修了する者 ③平成29年度に大学卒業、大学院修士・博士課程修了後(以下「大学等卒業後」という。)、翌月1日から起算して、6箇月以内に支援対象となる産業の福島県内事業所に正規職員として就職することを予定している者。 ④大学等卒業後、福島県内に定住することを予定している者	11月上旬	12月上旬	(個人応募) 【支援要件】 交付対象者の認定を受けた者が、大学等卒業後、翌月1日から起算して6箇月以内に福島県が指定する特定の産業の福島県内事業所に正規職員として就職し、就職した日から起算して5年以上福島県内事業所に就業かつ福島県内に定住した場合、申請に基づき補助される。
三重県奨学金返還支援制度	日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金の貸与を受けていて、申請時に大学等の最終学年の1年前の学年以上の在籍生で、かつ、就職先が決まっている方	在学中に借受予定の奨学金総額の1/4(上限100万円)	以下の①~⑤のすべてを満たす方 ①申請時に大学等の最終学年の1年前の学年以上の在籍生で、かつ、就職先が決まっていない方(大学院生の場合:修士課程1年生以上、大学(6年制)の場合:5年生以上、大学の場合:3年生以上) ②三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例第一条に規定する地域を定める規則(平成28年三重県規則第68号)で定める地域(以下、「指定地域」という。)への定住を希望する方 ③常勤雇用又は個人事業主等として就業する予定の方(ただし、公務員は除く。) ④日本学生支援機構第一種奨学金又はこれに準ずる奨学金を借り入れ、返還予定の方 ⑤平成28年3月31日時点で35歳未満の方	11月上旬	平成29年1月上旬	(個人応募) 【助成金額】 在学中に借受予定の奨学金総額の1/4(上限100万円) 【支援要件】 大学等を卒業又は修了後、就業し、かつ、三重県が指定する地域に4年間居住した場合に助成金額の1/3が交付され、8年間居住した場合に残額が交付される。
山梨県ものづくり人材就業支援事業	日本学生支援機構第一種奨学金の貸与を受けていて、平成29年度中に卒業または修了予定の理学部、工学部もしくはそれに準ずる学部、研究科等に在学する方	補助上限額×1/8×前年度に対象業種企業の県内事業所で勤務した月数÷12	申込日現在に、大学、大学院等のうち、理学部、工学部もしくはこれらに準ずる学部、研究科等(以下「大学等」という。)に在学し、次の各号のすべてに該当する学生のうち平成29年度中に卒業予定の方を対象とします。 ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金(以下「奨学金」という)の貸与を受けていること。 ②平成30年9月末までに、対象業種企業における、企画・開発、製造部門への就職を希望していること。 ③平成30年4月初日から10年の間に合算して8年間以上山梨県内に勤務し、かつ県内に定住する見込みであること。 ※対象業種企業:県内に本社を有する中小企業または勤務先を山梨県に限定した採用を行っている企業のうち、日本標準産業分類に規定する次の業種のいずれかに該当する企業 プラスチック製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	1月下旬	1月下旬	(個人応募) 【補助上限額】 大学等の在学時に、奨学金として貸与を受けた額のうち、卒業前2年間に貸与を受けた額※卒業後10年間に、県内に住所を有し、対象業種企業の県内事業所に就業した期間に応じて支給(通算8年間勤務で補助上限額の満額を支給) ※通算勤務期間3年未満で交付決定の取り消しを受けた場合、補助対象外となり、それまでに交付を受けた補助金がある場合は返還が必要となる。 ※転勤等により県外事業所で勤務した期間は補助期間に含まれない。

※ 書類配付・申請締切は平成28年度の募集状況を示しております。申請する場合には、当該年度のCNS掲示を見逃さないようにしてください。